

平成28年2月12日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 田邊 誠

平成27年(イ)第289号不当利得返還請求事件

(平成28年1月29日口頭弁論終結)

判 決

山口県

原 告
同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告
同代表者代表取締役
同 訴 訟 代 理 人

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、84万4109円及び内62万0357円に対する平成27年7月10日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、84万5794円及び内62万1547円に対する平成27年7月10日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 主文第3項に同じ

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、原告が、貸金業法所定の貸金業者であった株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で、金銭の複数回の借入及び弁済という取引を継続した結果、これを利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）によって充当計算すると、別紙計算書1のとおり、過払金が生じているが、被告は、平成23年7月1日にライフを吸収合併したので、被告に対する不当利得返還請求として過払金元金62万1547円、過払利息22万4247円及び過払金元金に対する平成27年7月10日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払を求める事案である。

2 当事者間に争いのない事実又は証拠等により容易に認定できる事実

- (1) ライフは、貸金業法所定の貸金業者であったものであり、被告は、平成23年7月1日にライフを吸収合併した貸金業者である。
- (2) 原告とライフとは、平成11年7月12日から平成20年10月23日ま

で金銭消費貸借取引を行った。

第3 当裁判所の判断

被告は、ライフと原告との取引について、取引のあった事実は争っておらず、取引日、貸付額及び返済額については証拠（甲1）により認められる。また、被告は、かつての貸金業法所定の要件の立証もしない。

被告は、原告と被告との取引の利息の計算について、約定の支払期日を徒過した平成11年7月27日以降の計算は利息制限法制限内の遅延損害金利率で計算すべきであると主張する。これに対し、原告は、被告は原告に対し一括請求することなく、その後の分割金支払をそのまま受け取っていること、ライフが期限の利益喪失以後の返済について遅延損害金に充当した利用明細書を交付した形跡が見られないこと、ライフが期限の利益喪失以後も原告に追加融資を行っているが、このような取引態様は遅滞に陥った債務者に対するものとは相容れないことなどからも、被告は期限の利益喪失を宥恕しているかもしくは被告が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反して許されないと主張する。

期限の利益を喪失した場合に、一括請求をするか否かは貸主である被告の意思にかかっており、一括請求をしていないからといって、期限の利益の喪失を宥恕したなどとは認められない。ただ、被告の提出したプレイ入金細分化レポート（乙2）によれば、被告は、原告が期限に遅れた支払をした場合は、遅れた日数分のみを損害金利率で計算し、その後は通常の利率に戻した計算をしている。確かに、被告は当初開示した取引履歴（甲1）において、遅延損害金を付した計算をしていないが、被告は当時の約定を主張立証した上で、現実原告に対してその入金を遅延損害金として受領したことを前記レポートにより立証している。すると、別紙計算書2のとおり、遅延日数分のみを遅延損害金利率で計算し、以後はまた制限利率で計算すべきである。このように計算すれば、別紙計算書2のと通りの過払金元金が発生することが認められる。

また、被告は悪意の受益者であることを争い、貸金業法の法律要件の充足について、一般的取扱などを主張し、これに当たらないとも主張するが、一般論を主張しても、本件についてどのように扱われたかは依然不明であり、結局本件については、同要件を何ら主張立証していないことになるので、制限利率を超えることを知りながら、それを超える利息による返済を受けていた悪意の受益者と言わざるを得ず、過払金に対する利息を負担すべきである。

なお、被告は、被告が悪意の受益者と認められた場合の利息の起算日を争い、その起算日を本件訴状送達日の翌日とすべきであると主張するが、その理由を明らかにしないので、被告の主張に理由はない。

以上によれば、原告の請求は前記のとおり遅延損害金を勘案した限度において理由があり、その余は理由がないので、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言の申立て及び仮執行宣言の執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする申立てについては、その必要がないも

のと認め、これを却下する。

周南簡易裁判所

裁判官

谷

生

浩

章

これは正本である。

平成28年2月15日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 田 邊 誠